

6. その他

- ✓ 本マニュアルについては、より実効性の高いものとするため、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、連絡会議などを通じて、内容の確認を行い、適宜、必要な見直しを行うものとする。
- ✓ また、組織改正などの軽易な変更は、連絡会議の庶務である環境局環境監視課にて行うものとする。
- ✓ なお、令和4年6月に、九州・山口9県とアスベスト調査専門家団体（2団体）が、災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定を締結した。これにより、災害の被災県が当該団体に対して、被災建築物等のアスベスト調査の実施を要請可能となった。
（本市は福岡県を通じて要請を行うこととなる）

【環境局環境監視課】